

特例施設占有者変更事項公示書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき、平成30年7月26日付けをもって指定した下記の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第29条第2項の規定により公示する。

記

- 住所（所在地）及び氏名（名称、代表者）
京都府京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地
株式会社マルハン 代表取締役 韓 裕
- 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）
マルハン若林店 浜松市中央区若林町1680番地の5
- 変更の届出があつた事項
閉店のため削除

令和7年 7月 2日

静岡県公安委員会